

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、調査対象施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く。）。

	基本票		詳細票		
	調査対象 施設・事業所数 1)	集計施設・ 事業所数 2)	回収施設・ 事業所数 3)	集計施設・ 事業所数 4)	回収率 (%) 3)/1)
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問介護事業所	31 050	30 269	24 983	24 575	80.5
介護予防訪問入浴介護事業所	2 232	2 195	1 955	1 925	87.6
介護予防訪問看護ステーション	6 616	6 457	5 947	5 846	89.9
介護予防通所介護事業所	32 714	32 432	28 672	28 509	87.6
介護予防通所リハビリテーション事業所	6 781	6 700	6 207	6 138	91.5
介護予防短期入所生活介護事業所	8 622	8 600	7 926	7 908	91.9
介護予防短期入所療養介護事業所	5 366	5 337	5 020	4 998	93.6
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	3 712	3 710	3 418	3 416	92.1
介護予防福祉用具貸与事業所	7 665	7 479	6 131	6 045	80.0
特定介護予防福祉用具販売事業所	7 907	7 697	6 296	6 183	79.6
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護事業所	4 025	3 854	3 550	3 417	88.2
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	3 357	3 337	2 924	2 910	87.1
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	11 459	11 445	10 287	10 275	89.8
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 434	4 430	4 155	4 151	93.7
居宅サービス事業所					
訪問介護事業所	31 937	31 075	25 584	25 118	80.1
訪問入浴介護事業所	2 467	2 410	2 147	2 103	87.0
訪問看護ステーション	6 795	6 590	6 110	5 972	89.9
通所介護事業所	34 410	34 107	29 988	29 815	87.1
通所リハビリテーション事業所	7 114	7 023	6 506	6 428	91.5
短期入所生活介護事業所	9 000	8 980	8 290	8 274	92.1
短期入所療養介護事業所	5 526	5 490	5 171	5 142	93.6
特定施設入居者生活介護事業所	3 946	3 941	3 633	3 628	92.1
福祉用具貸与事業所	7 858	7 644	6 260	6 143	79.7
特定福祉用具販売事業所	7 937	7 724	6 318	6 202	79.6
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	76	76	61	61	80.3
夜間対応型訪問介護事業所	206	188	158	146	76.7
認知症対応型通所介護事業所	4 335	4 158	3 790	3 651	87.4
小規模多機能型居宅介護事業所	3 907	3 885	3 385	3 371	86.6
認知症対応型共同生活介護事業所	11 739	11 729	10 505	10 497	89.5
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	238	238	222	222	93.3
複合型サービス事業所	15	15	14	14	93.3
地域密着型介護老人福祉施設	955	954	893	892	93.5
居宅介護支援事業所	37 372	35 885	32 601	31 600	87.2
介護保険施設					
介護老人福祉施設	6 595	6 590	6 096	6 092	92.4
介護老人保健施設	3 934	3 931	3 713	3 710	94.4
介護療養型医療施設	1 774	1 759	1 655	1 644	93.3

注：1) 調査対象施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

2) 基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

4) 詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

3 調査の時期

平成24年10月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

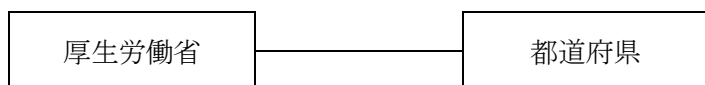
- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

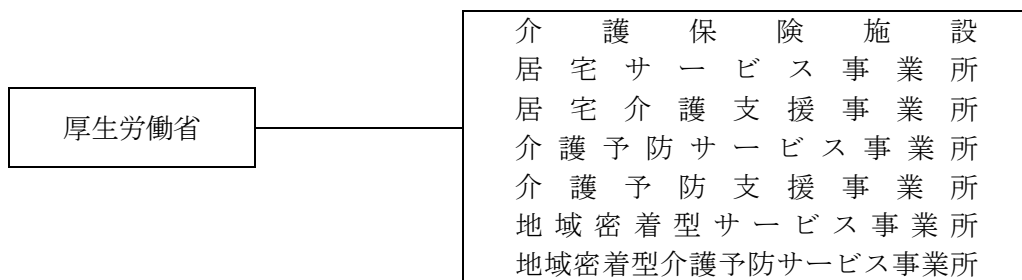
- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

(1) 基本票



(2) 詳細票



※ 調査の方法及び系統について

- ・ 平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成21～23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成24年調査は、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。